

深浦町の「わがまち特例」一覧

	対象資産	特例対象	取得時期	特例の適用期間	特例割合	根拠法令
1	水質汚濁防止法に規定する特定施設または指定地域特定施設の汚水又は廃液の処理施設	償却資産	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	期限なし	1/2	地方税法附則第15条第2項第1号 深浦町税条例附則第10条の2第1項
2	下水道法に規定する公共下水道の利用者が設置した除害施設	償却資産	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	期限なし	3/4	地方税法附則第15条第2項第5号 深浦町税条例附則第10条の2第2項
3	津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画区域において推進計画に基づき新たに取得等された津波対策の用に供する償却資産	償却資産	平成28年4月1日から 令和10年3月31日まで	4年度分	1/2	地方税法附則第15条第21項 深浦町税条例附則第10条の2第3項
4	津波防災地域づくりに関する法律により指定された指定避難施設の用に供する家屋のうち非難の用に供する部分	家屋	平成30年4月1日から 令和9年3月31日まで	5年度分	2/3	地方税法附則第15条第22項第1号 深浦町税条例附則第10条の2第4項
5	津波防災地域づくりに関する法律第60条第1項の規定による管理協定に定められた協定避難用部分	家屋	平成30年4月1日から 令和9年3月31日まで	5年度分	1/2	地方税法附則第15条第22項第2号 深浦町税条例附則第10条の2第5項
6	津波防災地域づくりに関する法律第61条第1項の規定による管理協定に定められた協定避難部分	家屋	平成30年4月1日から 令和9年3月31日まで	5年度分	1/2	地方税法附則第15条第22項第3号 深浦町税条例附則第10条の2第6項
7	指定避難施設に附属する非難の用に供する償却資産	償却資産	指定日以後の取得	5年度分	2/3	地方税法附則第15条第23項第1号 深浦町税条例附則第10条の2第7項
8	協定避難施設に附属する非難の用に供する償却資産	償却資産	締結日以後の取得	5年度分	1/2	地方税法附則第15条第23項第2号 深浦町税条例附則第10条の2第8項
9	太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第5項に規定する認定発電設備を除く）で、出力1,000kw未満のもの	償却資産	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	3年度分	2/3	地方税法附則第15条第25項第1号イ 深浦町税条例附則第10条の2第9項
10	風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備に限る）で、出力20kw以上のもの	償却資産	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	3年度分	2/3	地方税法附則第15条第25項第1号ロ 深浦町税条例附則第10条の2第10項
11	地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備に限る）で、出力1,000kw未満のもの	償却資産	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	3年度分	2/3	地方税法附則第15条第25項第1号ハ 深浦町税条例附則第10条の2第11項
12	バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備に限る）で、出力10,000kw以上20,000kw未満のもの	償却資産	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	3年度分	2/3	地方税法附則第15条第25項第1号ニ 深浦町税条例附則第10条の2第12項
13	特定バイオマス（一般木質バイオマス・農産物残さ区分）を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備に限る）で、出力10,000kw以上20,000kw未満のもの	償却資産	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	3年度分	6/7	地方税法附則第15条第25項第2号 深浦町税条例附則第10条の2第13項
14	太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第5項に規定する認定発電設備を除く）で、出力1,000kw以上のもの	償却資産	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	3年度分	3/4	地方税法附則第15条第25項第3号イ 深浦町税条例附則第10条の2第14項
15	風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備に限る）で、出力20kw未満のもの	償却資産	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	3年度分	3/4	地方税法附則第15条第25項第3号ロ 深浦町税条例附則第10条の2第15項
16	水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備に限る）で、出力5,000kw以上のもの	償却資産	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	3年度分	3/4	地方税法附則第15条第25項第3号ハ 深浦町税条例附則第10条の2第16項
17	水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備に限る）で、出力5,000kw未満のもの	償却資産	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	3年度分	1/2	地方税法附則第15条第25項第4号イ 深浦町税条例附則第10条の2第17項
18	地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備に限る）で、出力1,000kw以上のもの	償却資産	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	3年度分	1/2	地方税法附則第15条第25項第4号ロ 深浦町税条例附則第10条の2第18項
19	バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備に限る）で、出力10,000kw未満のもの	償却資産	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	3年度分	1/2	地方税法附則第15条第25項第4号ハ 深浦町税条例附則第10条の2第19項
20	水防法に規定する浸水被害軽減地区の指定を受けた土地	土地	令和2年4月1日から 令和8年3月31日まで	3年度分	2/3	地方税法附則第15条第36項 深浦町税条例附則第10条の2第20項
21	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき登録を受けたサービス付き高齢者向け賃貸住宅（税額の減額）	家屋	平成27年4月1日から 令和9年3月31日まで	5年度分	2/3	地方税法附則第15条の8第2項 深浦町税条例附則第10条の2第21項
22	改正マンション管理適正化法に基づく管理計画認定マンション等で一定の大規模修繕工事を行った家屋（税額の減額）	家屋	令和5年4月1日から 令和9年3月31日まで	1年度分	1/3	地方税法附則第15条の9の3第1項 深浦町税条例附則第10条の2第22項